

## ◎厚生労働省設置法の一部を改正する法律

(平成二九年六月一六日法律第五九号)

### 一、提案理由 (平成二九年四月一九日・衆議院厚生労働委員会)

○塩崎国務大臣 ただいま議題となりました厚生労働省設置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明いたします。

近年の保健医療技術の進歩は著しく、ヒトゲノム解析や人工知能等の技術革新により、個別の疾病予防や治療等の観点のみならず、社会保障、公衆衛生、社会福祉等の幅広い分野において施策への応用が可能となる段階を迎えております。また、国際保健の分野においても、エボラ出血熱の流行等の公衆衛生危機への対応や高齢化に関する国境を越えた取り組みの促進等のために、医学的知見に基づく一元的な施策の推進の必要性が高まっております。

このような状況に対応しつつ、厚生労働省の所掌事務の的確な遂行を図るため、医学的知見に基づき厚生労働省の所掌事務を総括整理する職として、医務技監を新設するものです。

なお、この法律案の施行期日は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日としております。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容の概要でございます。

御審議の上、速やかに可決していただくことをお願いいたします。

### 二、衆議院厚生労働委員長報告 (平成二九年四月二八日)

○丹羽秀樹君 ただいま議題となりました厚生労働省設置法の一部を改正する法律案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、厚生労働省の所掌事務の的確な遂行を図るため、医務技監を新設し、その職務について定めようとするものであります。

本案は、去る十八日本委員会に付託され、翌十九日塩崎厚生労働大臣から提案理由の説明を聴取し、二十一日に質疑を行った後、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

### 三、参議院厚生労働委員長報告 (平成二九年六月九日)

○羽生田俊君 ただいま議題となりました法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、厚生労働省の所掌事務の的確な遂行を図るため、医務技監を新設しようとするものであります。

委員会におきましては、医務技監が果たすべき役割、国際保健分野や公衆衛生危機への対応、厚生労働省の組織再編の内容等について質疑を行いました。その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決

定いたしました。

以上、御報告申し上げます。